平成２６年（フ）第２６１号
神奈川県厚木市温水951番地15　温水コッカースパニエル202
債務者　小松　捷造
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９１号
神奈川県小田原市鴨宮520番地の１、前住所神奈川県小田原市鴨宮287番地の８　菊川ハイツ102
債務者　長岡冨美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９５号
神奈川県南足柄市怒田316番地６　コミューハウスⅠ―102、前住所神奈川県南足柄市広町92番地１　コスモスＣ202
債務者　府川　貴生
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９４号
愛知県犬山市大字羽黒字堂ケ洞20番地178
債務者　小阪ヨシ子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字犬堀174番地102号
債務者　世良小百合
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１５１号
長崎県長崎市京泊２丁目１番６―304号、旧住所長崎県長崎市赤迫１丁目10番20―1202号
債務者　佐藤　威子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
長崎県長崎市岩見町24番10号、旧住所佐賀県多久市多久町1794番地12
債務者　長谷川雅人
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
福島県いわき市常磐上湯長谷町長倉25番地の２
債務者　中山　幸子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１３６号
茨城県かすみがうら市深谷100番地１
債務者　斉藤　康子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1984番地117
債務者　寺﨑　初江
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
長野県上田市緑が丘１丁目25番７号　県住M―202号
債務者　吉田　幸世
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１４７号
長野県松本市北深志１丁目５番17号
債務者　酒井智恵子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２６０号
岐阜県羽島市正木町新井822番地　トワ・アモール107号室
債務者　青木　三郎
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２８７号
岐阜市中鵜３丁目31―１　アーバンクレスト405号室、住民票上の住所岐阜市長良福光2242番地３
債務者　村山みどり
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
岐阜県可児市下切1532番地134、前住所岐阜県可児郡御嵩町上恵土1218番地２
債務者　中村ひろ子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１１１９号
名古屋市千種区霞ケ丘２丁目７番８―204号　市営霞ケ丘荘
債務者　榎並　仁美
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５号
三重県伊賀市三田923番地の２　エスペランサ伊賀Ｂ―112
債務者　古賀ルイスヤスマサこと　ＫＯＧＡ　ＬＵＩＺ　ＹＡＳＵＭＡＳＡ
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで　津地方裁判所伊賀支部